

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年9月17日 09時30分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港 能古島灯台から真方位114°500m付近 (概位 北緯33°38.2′ 東経130°18.5′)
事故の概要	漁船 ^{じゆうせい} 重生丸は、北西進中、また、プレジャーボート ^{こうせい} 幸生丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年10月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 重生丸、3.42トン FO3-28475（漁船登録番号）、個人所有 第290-25146号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 幸生丸、1.5トン 292-39550福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船尾から漁具を投入して約2ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北西進中、漁具に魚が掛かったので機関を中立運転とし、速力が約1knとなった状況下、船長Aが船尾方を向いて漁具を揚収していたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、船首を南西方に向け、漂泊中、船長Bが、釣りに意識を向けていたところ、A船が左舷方至近に接近していることに気付き、大声で叫んだものの、A船と衝突した。
分析	A船は、北西進中、船長Aが、船尾から漁具を揚収することに意識を向けながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂泊中、船長Bが、釣りに意識を向けながら漂泊を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、博多港において、A船が北西進中、B船が漂泊中、船長

	<p>Aが船尾から漁具を揚収することに意識を向けながら航行を続け、また、船長Bが釣りに意識を向けながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、漁具の揚収のみに意識を向けることなく、周囲の適切な見張りを行うこと。・漂泊中は、釣りのみに意識を向けることなく、自船に接近する他船との衝突を避けられるよう周囲の適切な見張りを行うこと。